

退社時に債務超過であった合資会社における無限責任社員の責任

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和1年12月24日
【事 件 番 号】 平成30年（受）第1551号
【事 件 名】 遺留分減殺請求事件
【裁 判 結 果】 破棄差戻
【参 照 法 令】 会社法 611 条 1 項・2 項、622 条
【掲 載 誌】 裁時 1739 号 1 頁、金判 1591 号 16 頁

LEX/DB 文献番号 25570618

事実の概要

本件では、亡Aの長女であるX（一審原告・被控訴人・被上告人）が、Aがその所有する一切の財産を長男であるY（一審被告・控訴人・上告人）に相続させる旨の遺言をしたことにより遺留分が侵害されたと主張していた。すなわちXが、Yに対し、遺留分減殺請求権の行使に基づき、第一審判決別紙遺産目録記載の各不動産について遺留分減殺を原因とする持分移転登記手続を求めるとともに、Yが上記遺言によって取得した上記財産のうち解約済みの預貯金及び現金並びに上記各不動産の一部についてYがAの死後に受領した賃料に係る不当利得の返還等を求める事案である。

本件では、Xの遺留分の侵害額の算定に関し、合資会社B（以下「本件会社」という。）の無限責任社員であったAが、退社により本件会社に対して金員支払債務を負うか否かが争われていた。

原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) Aは、本件会社の無限責任社員であったが、平成23年11月、後見開始の審判を受けたことによって本件会社を退社した。

(2) 本件会社は、上記の退社当時、債務超過の状態にあった。

原審は、合資会社が債務超過の状態にある場合であっても、無限責任社員は、退社により当該会社に対して金員支払債務を負うことはないと判断して、Aの本件会社に対する金員支払債務を考慮することなくXの遺留分の侵害額を算定し、Xの請求を一部認容するとともに、Yの相殺の抗弁を認めるなどしてその余の請求を棄却した¹⁾。

判決の要旨

「無限責任社員が合資会社を退社した場合には、退社の時における当該会社の財産の状況に従って当該社員と当該会社との間の計算がされ（会社法 611 条 2 項）、その結果、当該社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を下回るときには、当該社員は、その持分の払戻しを受けることができる（同条 1 項）。一方、上記計算がされた結果、当該社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超えるときには、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、当該社員は、当該会社に対してその超過額を支払わなければならないと解するのが相当である。このように解することが、合資会社の設立及び存続のために無限責任社員の存在が必要とされていること（同法 576 条 3 項、638 条 2 項 2 号、639 条 2 項）、各社員の出資の価額に応じた割合等により損益を各社員に分配するものとされていること（同法 622 条）などの合資会社の制度の仕組みに沿い、合資会社の社員間の公平にもかなうというべきである。」

判例の解説**一 本判決の位置づけ**

持分会社の社員が退社した場合、当該社員はその持分について払戻しを受けることができる（会社 611 条 1 項。なお、合同会社については 635 条、636 条）。そこで、退社した社員と持分会社との間の計算を退社の時における持分会社の財産の状況に従いおこなった結果損失の額が出資額を超えるとき、退社した社員はその超過額を支払わなけ

ればならないかが問題となる。

本件は、退社した無限責任社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超える場合には、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、当該社員は、当該会社に対してその超過額を支払わなければならないとした、最初の最高裁判所の判断と思われる²⁾。また、合資会社を退社した無限責任社員の会社に対する責任に関するもので、あまり類例のない事案であろう。

二 退社した社員の持分払戻請求権

1 持分の払戻し

本件において、Aは、後見開始審判を受けたことから、本件会社を退社している（会社607条1項7号）。合資会社の社員は、退社により社員たる資格を失い、その代わりに持分の払戻請求権を有する（会社611条1項）。

退社に伴う払戻財産の価額は、原則として退社の当時における会社財産の状況に従い計算される（会社611条2項）。もっとも、財産評価の方法については、事業の継続を前提とする価額によるか、持分の払戻しが、一部清算の性質を有する点に着目し企業の解体を前提とすべきか、争いがあった。中小企業等協同組合法に基づく協同組合の脱退組合員に対する払戻財産の評価に関する事例において、「協同組合としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を標準とすべきものと解する」と判示し、土地を脱退時の時価で評価し、それに基づき組合財産の価額算定をしたことを正当とした判例がある³⁾。その後、合資会社に関する事例において、名古屋高判昭55・5・20（判タ417号144頁）は、この判例を引用し、「右の持分計算の基礎となる会社財産の価額の評価は、……、会社としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を標準とすべきものと解すべきであり時価以下の過少評価を許すべきでない」とする。

それでは、持分会社が債務超過の状態にあった場合はどうか。本件では、合資会社を退社した無限責任社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の価額を超える場合には、退社する無限責任社員は、当該合資会社に対してその超過額を支払わなければならないかが問題とされた。

2 持分の意義と払戻請求権

持分会社の社員が有する「持分」にはふたつの

意味があり、①社員の会社に対して有する社員権（社員の地位）と、②会社の純資産額に対して社員の有する分け前を示す計算上の金額（数値・数額）が、それである⁴⁾。平成17年改正前商法（以下「旧商法」という。）89条にいう「持分」は、②の意味であると解されてきた。

この②の意味で用いられる持分について、大審院時代のものであるが、判例は「合資会社がその無限責任社員に対して有する出資請求権は一個の財産権上の権利であり、当該社員の退社の一事をもって消滅するものではない」と、「かえって右会社と右社員との間において計算をなし、その結果退社員が積極的持分を有するときは会社に対する債権者として持分の払い戻しを請求することができるが、消極的持分を有するに過ぎないときは会社に対する債務者として出資義務の履行をなすことを要する」としていた⁵⁾。控訴審においてYが主張するところである。

退社した社員は合資会社に対して消極持分について支払わなければならないという点について、学説も同様に解してきた。すなわち、②の意味で用いる持分は通常積極的な金額を示すのであるが、時には消極的な金額を示すことがあり得るとする。そして、退社した社員の持分の払戻しとはこの意義における積極持分の払戻しをいう。ただし社員は定款に別段の定めなき限り出資額に応じて損益を分配するのであるから、総社員が積極持分を有するか、零の持分を有するか、または消極持分を有するかのいずれかに帰するとする⁶⁾。計算の結果、持分が積極の場合には、持分の払戻しはなされるが、持分が零の場合には、支払いを要しないし、払戻しも受けられず、持分が消極の場合には、退社した社員が会社に対してその金額を支払わなければならないことになる。

この支払義務について、前掲・大審院判決は出資義務の履行と解する。これに対して、損失の分担から生ずる特殊の義務とする見解がある⁷⁾。すなわち、同額を出資する3名の無限責任社員からなる合名会社が3000の債務超過に陥った場合に、無限責任社員の1人が退社するとき、定款に別段の定めがない限り、退社した社員は会社に対して1000の消極持分について支払わなければならない。これにより、当該退社した社員の出資額に変動が生じるものではないとする⁸⁾。

3 払戻しと社員関係

法が定める退社に伴う払戻財産の価額の計算と持分払戻請求の一連の手続により、退社した社員・会社間の財産関係は、終結することになる⁹⁾。

持分払戻請求権及び会社に対する支払義務の履行期について格別の定めはない。このため、民法の原則に従い、会社・退社した社員は履行の請求をうけた時に遅滞の責めに任じる(民412条3項)。

三 会社法 612 条との関係

原審は、580 条の責任は会社債権者に対する責任であって、会社に対する責任ではないとし、612 条 2 項より債権者に対する責任は退社の登記から 2 年で消滅するとして、Y の主張を退けた。

会社債権者との関係において退社した社員は、退社により社員資格の喪失と同時に会社債権者に対する連帯責任を負担しなくなるはずであるが、会社債権者保護のため、退社後登記までの間に生じた会社の債務についても、責任を負うとする。

すなわち、合名会社・合資会社との取引では、社員の財産が重視されるにもかかわらず、社員の退社は会社債権者の意思と無関係に行われ、その退社に際して債権者保護手続もとられることはない。また、社員の退社は会社内部の問題であり、外部から当然に知りうるものでもない。このため、退社前の会社の債務に限らず、退社後に生じたものまでその責任を及ぼす必要があるとされる¹⁰⁾。しかし、永久に存続させることは酷であることから、特別な責任消滅期間が定められている¹¹⁾。

このため退社した社員は、退社の登記後 2 年以内に請求または請求の予告をした退社の登記前の会社債権者に対して、従前の責任の範囲内で弁済しなければならない。この退社した社員による会社債権者に対する弁済は第三者としての弁済であり、退社した社員は会社に対して求償権を有するとされる¹²⁾。退社の効果は、会社債権者との関係と会社との関係とで区別される。退社した社員はすでに社員ではなく、会社との関係においては会社法 611 条の定めに従い、退社した社員が支払うべき債務の弁済について清算が完了しているからである。

そうすると本判決のように退社した社員に支払義務を認める場合、本条の責任が縮減されないのであれば、当該社員は少なくとも一旦は、二重の負担を強いられるとの指摘がある¹³⁾。この点について、無限責任社員の損失分担は、会社に対す

る内部関係の問題であるが、無限のものであると解されている¹⁴⁾。

また、会社法 612 条 2 項が定める責任消滅期間の定めは、退社した社員の会社債権者に対する責任に関するものである。退社した社員が会社に対して負う義務には、同条項は適用されない¹⁵⁾。

四 本判決の検討

本判決は、判旨に示したとおり、計算の結果、退社した社員が負担すべき損失の額が退社した社員の出資の価額を超えるときには、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、退社した社員は、合資会社に対してその超過額を支払わなければならないと解し、大審院判決及び学説と同様の結論をとる。ただし、大審院判決は、超過額の支払義務を出資義務と解するのに対して、本判決では、そのような構成をとっていない。

すなわち本判決は、判旨のように理解することが合資会社の仕組みに沿うことを挙げる。そして、「合資会社の設立及び存続のために無限責任社員の存在が必要とされていること」と「各社員の出資の価額に応じた割合等により損益を各社員に分配するものとされていること」を合資会社の仕組みの例に挙げている¹⁶⁾。この点に加えて、会社法 611 条が有限責任社員・無限責任社員の区別なく適用される点に注目し、同条はプラスの財産の払戻しのみを想定しているように読めると指摘して、本判決は、611 条ではなく不文の責任法理をもって、消極持分について無限責任社員の支払義務を求めるものであるとするものもある¹⁷⁾。

しかし、本判決は、損益分配の割合に関する会社法 622 条をも指摘しつつ、同 611 条に基づいて、無限責任社員に消極持分に関する支払義務を求めているのではないだろうか。すなわち、損益分配により各社員の持分は増減する。この増減した持分は、社員の退社あるいは会社の清算によって社員関係が終了するときに現実化する。その結果、持分が消極ならば、社員は会社に対して支払義務を負うことになる。本件における無限責任社員が支払義務を負うのは、このようなことであろう。それでは、会社法 611 条 1 項の解釈として、このような構成をとることができるのか。同条は、旧商法 89 条を引き継ぐものであるが¹⁸⁾、退社した社員と持分会社の関係を定めるものである。そして先に指摘されるように、持分の払戻しが問題

となるのは、無限責任社員に限られない。そこで、会社法 611 条にいう「持分」の意義を、旧商法 89 条と同様に解することができるのか。有限責任社員が消極持分を有する結果となることがあるのか。

本件は無限責任社員の責任を問題とするものであり、また本判決は「退社した社員」一般ではなく、退社した無限責任社員につき論じるものである。このため本判決が、有限責任社員を含めた退社した社員一般に消極持分が生じる可能性があるとして解しているかは、明らかではない。

この点につき、有限責任社員は、損失分担についても出資額を限度とし、消極持分は生じないとも考えられる¹⁹⁾。これに対して、損益分配は原則として各社員の出資の額に応じてなされることに鑑みると、払戻財産の価額の計算の結果により、有限責任社員であっても持分が消極になる可能性はあるとの見解もある²⁰⁾。

後者の見解によったとしても、退社した有限責任社員が会社に対して出資額以上の支払義務を負うことはない。また、社員の責任が会社債権者に対する外部的関係の問題であるのに対して、社員の損失分担は、会社に対する内部的関係の問題といえる²¹⁾。これらの点に鑑みると、有限責任社員も消極持分を有する結果となることがあると思われる。そうすると本判決は、会社法 611 条にいう「持分」の意義を旧商法 89 条と同様に解していると考えられることもできよう。

五 むすび

本判決は、退社時に債務超過であった合資会社における無限責任社員は、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、当該会社に対してその超過額を支払わなければならないとした、最初の最高裁判所の判断として意義がある。

本判決は、遺留分の侵害額の算定に関して下されたものであるが、合資会社の社員が退社する場合一般に及ぶものと思われる²²⁾。また、従来の判例・学説が旧商法 89 条の問題として、無限責任社員の支払義務を論じてきた経緯に鑑みると、本判決の結論は、合名会社の無限責任社員にも妥当するであろう²³⁾。

●——注

1) 名古屋高判平 30・4・17 金判 1591 号 21 頁。

- 2) 本件の評釈として、弥永真生・ジュリ 1542 号 (2020 年) 2 頁、得津晶・法教 475 号 (2020 年) 130 頁、蛭原俊輔・https://www.iwatagodo.com/publications/202002_saihan_ebihara.pdf (令和 2 年 5 月 17 日閲覧) などがある。
- 3) 最判昭 44・12・11 民集 23 卷 12 号 2447 頁。
- 4) 松本潔治『日本会社法論(第 3 版)』(巖松堂書店、1930 年) 509～510 頁、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法(第 3 版)』(有斐閣、1994 年) 557 頁注 4。
- 5) 大判大 7・12・7 民録 24 輯 2315 頁。
- 6) 松本・前掲注 4) 510～511 頁、大隅健一郎＝今井宏『会社法論上巻(第 3 版)』(有斐閣、1991 年) 99 頁、鈴木＝竹内・前掲注 4) 565 頁注 7、北沢正啓『会社法(第 6 版)』(青林書院、2001 年) 849 頁。
- 7) 田中耕太郎『会社法概論』(岩波書店、1926 年) 166～167 頁、松本・前掲注 4) 495～496 頁、大隅＝今井・前掲注 6) 98～99 頁。
- 8) 松本・前掲注 4) 496 頁注 3 参照。
- 9) 田中耕・前掲注 7) 156 頁、神田秀樹編『会社法コンメンタール 14』(商事法務、2014 年) 269 頁 [松元暢子]。
- 10) 上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法(1)』(有斐閣、1985 年) 352 頁 [古瀬村邦夫]、神田編・前掲注 9) 270 頁 [松元暢子]。
- 11) 田中誠二『三訂会社法詳論 下巻』(勁草書房、1994 年) 1231～1232 頁。
- 12) 上柳ほか編代・前掲注 10) 354 頁 [古瀬村邦夫]、神田編・前掲注 9) 274 頁 [松元暢子]。
- 13) 弥永・前掲注 2) 3 頁。
- 14) 北沢・前掲注 6) 842～843 頁。
- 15) 上柳ほか編代・前掲注 10) 361 頁 [古瀬村邦夫]、神田編・前掲注 9) 275 頁 [松元暢子]。
- 16) 弥永・前掲注 2) 3 頁は、「合資会社の設立及び存続のために無限責任社員の存在が必要とされていること」と「各社員の出資の価額に応じた割合等により損益を各社員に分配するものとされていること」が、社員の公平にかなうこととなるのか、疑問を呈している。
- 17) 得津・前掲注 2) 130 頁。
- 18) 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説(別冊商事法務 295 号)』(商事法務、2006 年) 153～154 頁。
- 19) 大隅＝今井・前掲注 6) 138 頁、田中誠・前掲注 11) 1274 頁。会社内部の關係に属するものは、当事者の意思を重んじて決すべきであり、損失分担については出資額を限度と解するのが当事者意思に合致するとする。
- 20) 鈴木＝竹内・前掲注 4) 572 頁、上柳ほか編代・前掲注 10) 609 頁 [江頭憲治郎]、618～619 頁 [林靖]、神田秀樹編『会社法コンメンタール 15』(商事法務、2018 年) 68 頁 [伊藤靖史]。
- 21) 北沢・前掲注 6) 842 頁。
- 22) 得津・前掲注 2) 130 頁。
- 23) 蛭原・前掲注 2)。